

平成25年度

〔旧 実用化開発資金貸付〕

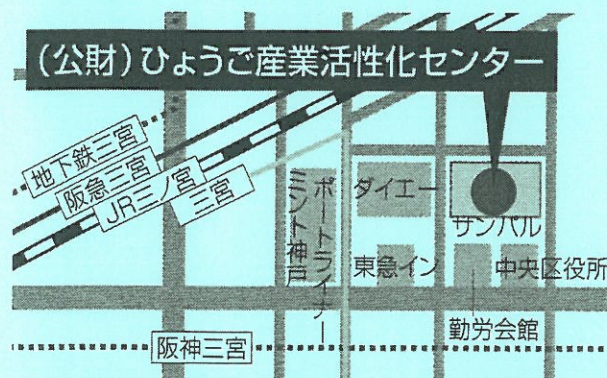
新事業創出支援貸付（無利子）のご案内

〈第1回受付期間〉平成25年5月29日（水）～ 6月14日（金）〈16時必着〉

〈ご利用のポイント〉

- ① 独創性、新規性の高い実用化段階の研究開発やIT活用ビジネス、生活・サービス産業における新規事業開発にご利用いただける、長期（10年以内・うち3年据え置き）の無利子貸付金です。
- ② 担保や第三者保証人なしで申請していただけます。保証料も不要です。
- ③ 貸付対象経費は、貸付予定日（9月中旬）以降の12か月分が対象となります。

区分	生活・サービス産業創出	IT活用ビジネス	ものづくり	産学連携・事業連携
貸付限度額	400万円 (単年度のみ)	3,000万円 (単年度:1,500万円)	3,000万円 (単年度:1,500万円)	5,000万円 (単年度:2,500万円)
下記対象経費の70%又は上記貸付限度額の低い方が貸付の限度額となります。				
対象者	生活・サービス産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等	IT技術を活用した新規事業開発に取り組む中小企業者等	ものづくり産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等	産学連携又は事業連携により新規事業開発に取り組む企業等
対象分野	健康、生活文化、環境・エネルギー、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全	健康、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全		
対象経費	(1) サービス実証に必要な経費 (2) ビジネスモデル開発、販路開拓に必要な経費	(1) 試作段階までの新製品・新技術の実用化開発に必要な経費 (2) マーケティング調査、販路開拓に必要な経費 (3) ソフトウェア開発・システム構築に必要な経費* ※IT活用ビジネスのみ		
貸付利率	無利子			
貸付割合	対象経費の70%以内（貸付額は万単位、最低貸付金額は100万円）			
貸付期間等	10年以内（うち3年据置）、半年賦償還			
担保・保証人	原則として代表者保証のみ（個人の場合は、担保または連帯保証人の選択制） ※貸付の可否は審査会で決定します。また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります。			



〔申請・問い合わせ先〕

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
経営強化部 新事業課 投資育成室
〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1
サンパル 6階

TEL 078-230-9435 FAX 078-230-8165

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/sinjigyokashituke>

（公募要領、様式はこちら）

この貸付をご利用になられた方は、兵庫県中小企業融資制度「新技術・新事業創造貸付」（有利子）をご利用になることができます（金融機関の審査あり）。

融資限度額	2億円	融資利率	1.20%	融資期間	10年以内（うち据置2年）
-------	-----	------	-------	------	---------------

〔問い合わせ先〕兵庫県産業労働部 産業振興局 経営商業課 地域金融室 Tel. 078-362-3321

※利率は年度途中で変更する場合があります。